

保土ヶ谷区西谷地区の住居表示について 地元説明会を開催します

横浜市では、住宅が集中し、土地の分筆や合筆により、住所の連続性が失われてしまっている地域につきまして、新しい町名と住所を設定し、住所のわかりにくさを解消するための「住居表示整備事業」を行っております。

保土ヶ谷区西谷地区では、平成 29 年 11 月に、西谷連合町会、西谷町内の各町会及び西谷商栄会から住居表示実施に関する御要望をいただきました。平成 30 年 6 月に西谷地区住居表示検討委員会が設立され、検討を進めてまいりました。このたび西谷地区住居表示検討委員会においてまとまりました新町の設定区域及び新町名案や住居表示に伴う必要な手続きなどについて次のとおり説明会を開催いたします。

なお、**住居表示の実施時期については、令和2年秋頃**を予定しています。

お手数ですが、いずれか御都合のよろしい日に御参加いただきますようお願いいたします。

- 内容
- (1) 住居表示制度について
 - (2) 新町区域・新町名案について
 - (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

※本説明会では、主に(1)(2)についてお話しします。住所等の変更手続の詳細については、来年に実施予定です。

1 説明の対象範囲

保土ヶ谷区西谷地区住居表示の実施予定範囲のとおり（このチラシが届いた方が、説明の対象となります。）

2 日時・会場（各回の内容は同じです）

| 開催日時 | 開催場所 | 定員 |
|-------------------------|-------------------|-------|
| 令和元年 11 月 29 日（金）19 時から | 西谷地区センター 体育室 | 200 名 |
| 令和元年 11 月 30 日（土）10 時から | | |
| 令和元年 12 月 4 日（水）19 時から | 西谷地区センター 小中会議室 | 50 名 |
| 令和元年 12 月 8 日（日）14 時から | | |

※ 事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。

※ 会場への自転車での御来場は、駐輪スペースに限りがあるため、なるべくお控えください。（駐車スペースがございませんので、自動車での御来場は御遠慮ください。）

【お問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL：045（671）2320 FAX：045（664）5295
E-mail：sh-juukyo@city.yokohama.jp

保土ヶ谷区西谷地区の住居表示について

1 住居表示とは

住居表示とは、地番を用いて表している住所が、同番地が多い、飛び番地があるなどの理由からわかりにくくなっている地域に、建物ごとに、規則的につけた「**街区番号**」及び「**住居番号**」を用いて住所を表すことで、住所を分かりやすくするものです。

皆様がお住まいの地区は、**令和2年秋以降**に住居表示を実施する予定で準備を進めています。

住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

(例) 実施前：横浜市 保土ヶ谷区 **西谷町 742番地**

実施後：横浜市 保土ヶ谷区 **西谷〇丁目** **〇番** **〇号**
新町名 街区番号 住居番号

2 新町名案について

平成31年1月頃に実施したアンケート結果を参考に、保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討委員会で慎重に検討した結果、「**西谷〇丁目**」を新町名案としました。

新町名案選定理由：簡明な名称で分かりやすく、旧町名が西谷町であることの類推が容易である。

●アンケート概要

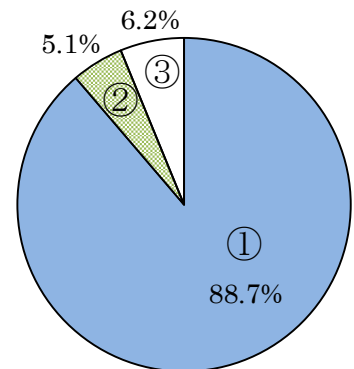
実施期間：平成31年1月15日（火）～平成31年2月15日（金）

回答率：18.5%（配付数3,317枚、回収数613枚）

アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。

《アンケート結果》

| | | 回答数 |
|---|-------------|-----|
| ① | 「西谷〇丁目」とする案 | 544 |
| ② | その他町名案 | 31 |
| ③ | 現状維持を希望する意見 | 38 |



3 住居表示実施に伴う新しい住所について

新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の約1か月前に「住居表示変更通知書」でお知らせします。

4 皆様の住所の変更手続きについて

区役所・水道・東京電力・東京ガスなどの書類は横浜市からの依頼で変更になりますが、法律の規定等により皆様に手続きをお願いするものがあります。詳しくは、次ページをご覧ください。

5 郵便について

(1) 住居表示実施後は、住所とあわせて郵便番号も変わります。

(2) 郵便物は、実施後一年間は宛先が旧住所（現在の住所）のままでも配達されます。

住居表示実施に伴う、小・中学校の通学区域や自治会・町内会の区域の変更はありません。
また、学校名や公園などの名称についても変更はありません。

住居表示に伴う住所などの変更手続きについて

1 住所などの変更手続きが必要な主なもの（変更手数料は原則無料です。）

次に挙げるものは法律の規定上、御自身で住所などの変更手続きが必要です。

住所などの変更手続きには、住居表示実施の約1か月前にお送りする「住居表示変更通知書」（住所変更手続用）や実施日以降にお送りする「本籍更正通知書」（本籍変更手続用）をご利用ください。

また、通知書が不足した場合などは、実施日以降に保土ヶ谷区役所戸籍課で、住所が変更されたことを証明する「住居表示変更証明書」や、本籍が変更されたことを証明する「土地の名称等の変更証明書」を無料で発行します。

| | |
|----|---|
| 1 | 不動産登記簿 登記簿の「所有者の住所」欄の変更手続きが必要になりますので、法務局で変更登記をしてください。 |
| 2 | 法人の所在地、又はその役員の住所が変更になる場合の法人登記簿 会社などの法人は、本店、支店の所在地又はその役員の住所が実施地区内にある場合、本店、支店の所在地を管轄する法務局で変更登記をしてください。 |
| 3 | 運転免許証ほか各種免許・許可証 |
| 4 | 自動車、軽自動車、250ccを超える二輪車の検査証、125ccを超え250cc以下の二輪車の届出済証 |
| 5 | 金融機関、保険会社、携帯電話会社などの各種取引や契約があり、住所変更が必要なもの |
| 6 | 住民基本台帳カード（写真付きカードのみ手続が必要） |
| 7 | マイナンバーの通知カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カード、特別永住者証明書 |
| 8 | 国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードの届出をされていない方 |
| 9 | 会社・官庁等にお勤めの方の勤務先への届出 ※国民年金第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）の住所変更がある場合、同様の手続 |
| 10 | 横浜市立でない小学校、中学校、保育園及び幼稚園に通っている方の学校への届出 |

2 住所などの変更手続きが不要なもの

次に挙げるものは、区役所などで変更手続きを行いますので、御自身での手続は不要です。

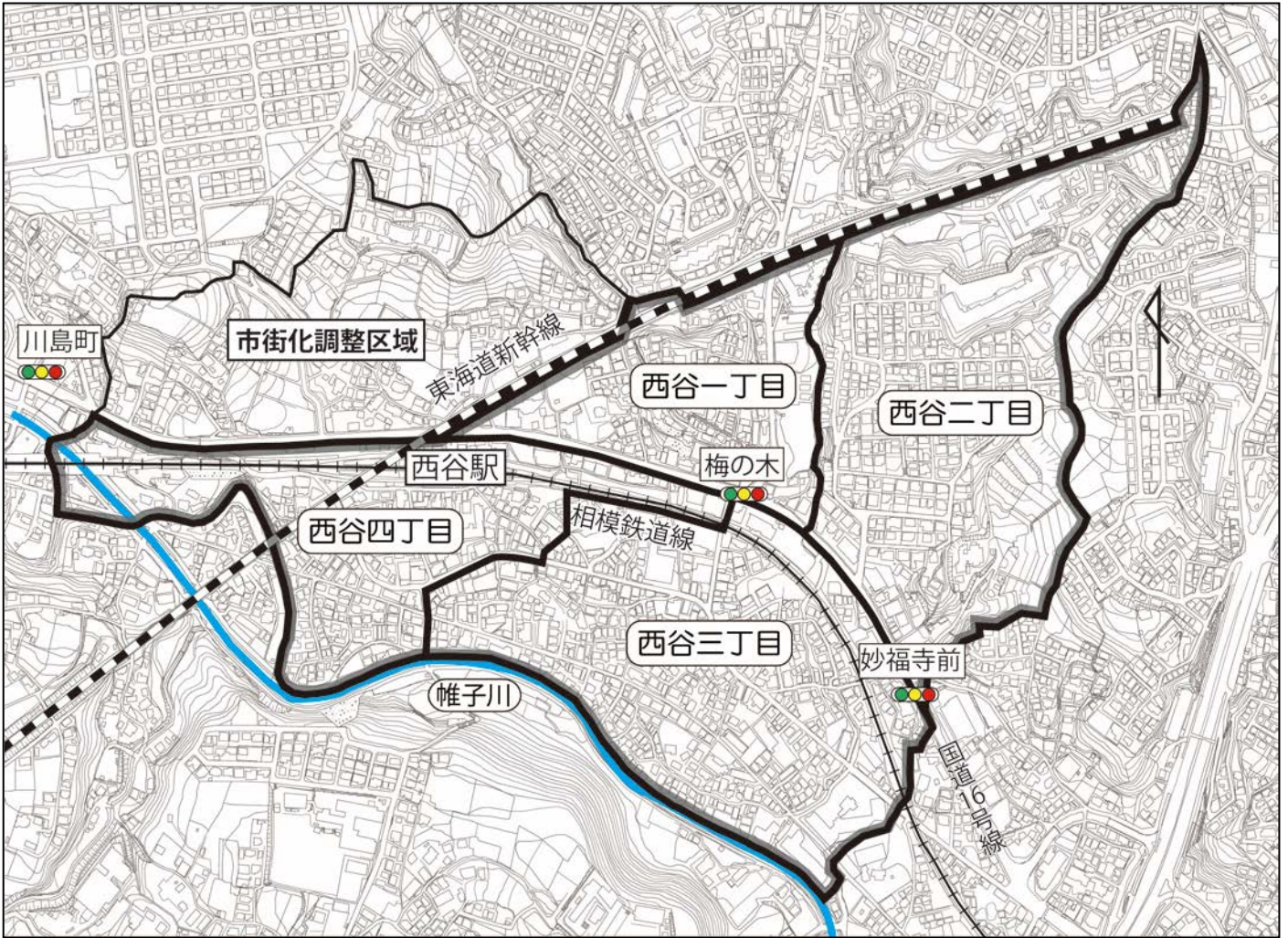
| | |
|---|--|
| 1 | 住民票、戸籍、印鑑登録、区役所で管理する公簿（税に関するものなど） |
| 2 | 横浜市国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療証など 旧住所のままでも医療機関で使用できます。次回更新時に新しい保険証をお送りしますが、本人確認資料としてご利用の場合は書換えを行いますので、住居表示実施後に、保土ヶ谷区役所保険年金課までお持ちください。 |
| 3 | 郵便、水道、東京電力、東京ガス、NTT（固定電話）、NHK |
| 4 | 横浜市立の小学校、中学校及び保育園に通っている方の学校への届出 |
| 5 | 電子証明書（公的個人認証サービス） |
| 6 | パスポート（住所欄をご自身で書換え） |
| 7 | 国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードの届出をされている方 |
| 8 | 125cc以下の二輪車 |

3 住所の変更を知人などにお知らせするために

住所変更のお知らせができる、送料無料のはがきをお配りする予定です。

住所等の変更手続きについては、住居表示実施の約1か月前に、各世帯へお送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。

保土ヶ谷区西谷地区 新町区域案



※市街化調整区域は、「西谷町」のまま変更はありません（一部を除く）

会場案内図

